

改正

平成20年4月1日告示第44号  
平成20年9月26日告示第151号  
平成22年9月30日告示第136号  
平成23年9月9日告示第139号  
平成27年3月20日告示第43号  
令和5年3月24日告示第37号

浜田市創業者支援資金補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この告示は、市内において創業する者（個人事業者にあつては開業後1年未満である者をいい、法人にあつては設立後1年未満である者をいう。以下同じ。）に対し、その創業に要する費用の一部を補助することにより、多様な地域産業の育成と雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

**第2条** 補助の対象となる者は、市内に住所又は事業所を有し、市内において次に掲げる資金（以下「創業者支援資金」という。）の融資（以下「融資」という。）を受けて創業する者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第2条第3号の規定による特別融資創業者支援資金
  - (2) 島根県信用保証協会が行う創業者向け制度保証による資金
  - (3) 株式会社日本政策金融公庫が行う国民生活事業の融資制度による資金
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。
- (1) 過去にこの告示による補助金の交付を受けている者
  - (2) 国又は県から他の同種の補助金等の交付を受ける者
  - (3) 浜田市商業支援事業補助金交付要綱（平成17年浜田市告示第52号）又は浜田市起業等支援事業補助金交付要綱（平成28年浜田市告示第17号）に基づく補助金の交付を受ける者
  - (4) 市税を滞納している者

(補助金額等)

**第3条** 補助の対象は、融資実行日の翌日から起算して1年間（以下「補助対象期間」という。）の当該融資に係る利子及び信用保証料とし、それぞれの額の算定方法は次の各号に定めるところによるものとする。ただし、その合計額は30万円を上限とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

- (1) 利子 約定に基づく償還に係るもの（当該融資元金の繰上償還に係るものを含み、遅延に係るものを除く。）のうち、融資実行日の翌日以後に支払われるもの
- (2) 信用保証料 保証承諾額に年1.35パーセントと実保証率のいずれか低い率を乗じて得た額

(交付申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、創業者支援資金補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる融資の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第2条第1項第1号及び第2号の融資

ア 島根県信用保証協会が発行する島根県信用保証協会信用保証書の写し

イ 償還計画書の写し

ウ 商工会議所又は商工会の推薦書（初年度に限る。）

(2) 第2条第1項第3号の融資

ア 償還計画書の写し

イ 商工会議所又は商工会の推薦書（初年度に限る。）

2 前項に規定する申請は、補助対象期間の属する年度ごとに行うものとし、その期日は初年度の申請については融資実行日から30日以内、翌年度の申請については当該年度の4月30日までとする。ただし、これによることが適当でないと市長が認める場合にあつては、その期日は市長が別に定めるものとする。

(交付決定)

**第5条** 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、創業者支援資金補助金交付（却下）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、商工会議所又は商工会の協力を求めることができる。

(変更承認申請)

**第6条** 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、創業者支援資金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(実績報告)

**第7条** 補助事業者は、翌年度4月10日までに創業者支援資金補助金実績報告書（様式第4号）に創業者支援資金融資利子払込証明書（様式第5号）を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

**第8条** 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、創業者支援資金補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

**第9条** 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、創業者支援資金補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

**第10条** 市長は、創業者支援資金補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 創業者支援資金の融資を取り消されたとき。

(2) 創業者支援資金の融資の償還を理由なく延滞したとき。

(3) 提出書類に虚偽があつたとき。

- (4) 事業実施場所を浜田市以外に移したとき。
  - (5) この告示に基づく市長の指示に従わないとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは打ち切り、又はその返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付)

**第11条** 交付決定者は、この事業の内容を明確にするため、交付申請、交付決定及び額の確定に係る帳簿及び証拠書類を整備し、少なくとも5年間保存しなければならない。

(その他)

**第12条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。
- (暫定施行告示の廃止)
- 2 浜田市創業者支援資金補助金交付要綱（平成7年浜田市告示第18号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。
- (経過措置)
- 3 この告示の施行の日の前日までに、旧告示の規定により決定された補助金については、なお従前の例による。